

市民参加制度調査審議会（平成29年度第3回）顛末

日時 平成30年3月12日（月）18時30分～19時00分

場所 文化会館研修室

出席者 委員：瀬川謙二郎、青木賢亮、泉正子、今福百合子、高橋壽恵、
長沢和之、若杉勝博

事務局：市民協働課長 安西義弘、自治・交通・消費係長 大井泰也
係員 井上和美

■議事（進行／瀬川会長）

- （1）市民参加手続制度に係る市への意見書（案）の検討について
- （2）その他

□以下に意見の概要を列記。

- （1）市民参加手続制度に係る市への意見書（案）について

※事務局（大井係長）より意見書（案）について説明後、会長より各委員に意見、質問を求めた。

青木委員

国で定められたことは変更できないので、そういったものに対してパブリックコメント手続きを行う必要はないと思う。

若杉委員

意見書については、素案通りの内容で良いと思う。

長沢委員

これまで条例に基づいて制度を運用してきた中で、どうしても形式的になってしまっているものもあった。本来の内容を後退させることのないよう継続して実施していきたい。

瀬川会長

制度のPR方法も含めて制度を見直していくことが必要だと思う。市民と行政職員が話しをしながらこの制度について考える機会を持つことは大事。

意見書案の中にもあったように、一定の期間が過ぎてしまうと制度があっても当たり前になり関心が薄れてしまうが、意見が少ないのでこの制度をなくして良いというものではないと考えている。

例えば、今回の選挙で市長が変わり大きな方針返還があったとすれば、市民から大きな反応があると思う。この制度は市民の声を行政に届けることができるシステムなので、皆さんから意見を聴取できるような工夫をしながら守って行けたら良いと思う。

事務局（大井係長）

付け足した方が良い内容はないか。

⇒会長より各委員に意見を求め、特に意見等なし。

瀬川会長

意見書について、この内容で市長へお渡しして良いか。

⇒出席委員に確認し、了承を得る。

(2) その他

事務局（大井係長）

資料に添付されている条例改正案について説明

事務局（安西課長）

条例改正案の部分については、毎年たくさんの計画や条例の改正についてパブリックコメント手続きを行っているが、税についても種類が多いため、本当に市民の方から意見をいただきたいものが、数の中で埋もれてしまうことを防ぎたいと考えている。意見をいただいても反映できないものは整理をして、必要なものを市民の方の目に届くような形にしていきたいと考え一部条例を改正させていただきたいと思っている。

この後のスケジュールについては、議会に提案し改正していくことになるため、事務的に精査して改正の手続きを取っていきたいと思う。

また、今回意見書の案についてご了承をいただいたので、会長に代表していただき市長に答申を渡す形をとりたいと思う。